

令和元年度  
福島町議会定例会  
12月会議議案  
(追加)

福島町







議案第 4 4 号

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条—第 13 条）
- 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第 14 条—第 23 条）
- 第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 24 条・第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。
- （2）パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあって

は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

### (給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、職員の給与に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の規定を準用し、別表第1に掲げる会計年度任用職員給料表の職種の区分に応じ適用する。

### (職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第9条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

### (号俸)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

### (給料の支給)

第7条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第6条第3項中「勤務を要しない日数を控除した日割によつて計算する」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日数を控除した日割によつて計算する」と読み替えるものとする。

### (端数処理)

第8条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第13条において準用する給与条例第13条、給与条例第14条及び給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第 9 条 給与条例第 18 条から第 18 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったとき（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第 20 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第 10 条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 50 年条例第 9 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 11 条 第 13 条において準用する給与条例第 13 条、給与条例第 14 条及び給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第 12 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は 12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日（祝日法

による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。) (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日) である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(給与条例の準用)

第13条 給与条例第10条2、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第20条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (報酬)

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額(以下この項において「基礎額」という。)に、給与条例第20条の2に定める勤務地に応じた率を基礎額に乗じて得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第15条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第16条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務



した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第17条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤

務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。)及び年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。  
(夜間勤務に係る報酬)

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。  
(報酬の端数処理)

第19条 第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。  
(期末手当)

第20条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。)」において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第21条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第22条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
  - (2) 日額による報酬 第14条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
  - (3) 時間額による報酬 第14条第3項の規定により計算して得た額
- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を

乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額  
(報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償  
(通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和52年条例第31号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第26条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(休職者の給与)

第27条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	適用する号俸の範囲
一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む）	1 級	1 号俸～25 号俸
専門性（業務上の資格、高度な知識又は経験）を必要とする業務	1 級	1 号俸～40 号俸
	2 級	1 号俸～40 号俸

備考 この表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第 26 条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第 2 (第 5 条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務



議案第 4 5 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

福島町長 鳴海 清春

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福島町職員定数条例の一部改正)

第 1 条 福島町職員定数条例(平成6年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定義)</p> <p>第 1 条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第 1 条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員<u>(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))を除く。)</u>をいう。</p>

(福島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 福島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員<u>(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))</u>を除く。以下同じ。)に係</p>

(1)～(11) (略)	る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)
--------------	------------------------------

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和30年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<b>こえない</b>範囲内において、休職を要する程度に応じて個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<b>超えない</b>範囲内において、休職を要する程度に応じて個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</b></p>

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法<b>第22条第1項</b>に規定する<b>条件附採用</b>になつている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法<b>第22条</b>に規定する<b>条件付採用</b>になつている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年条例第31号)の一部



を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例第●号)第14条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> <u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p>

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職

員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び

(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

**(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。**

**(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ**  
**と。**

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(**地方公務員法(昭和25年法律261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。**)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員(**会計年度任用職員を除く。**)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみな

その日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続き)

**第11条** (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

**第12条** (略)

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

**第13条** (略)

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

**第14条** (略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

**(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)**

**第11条** 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

**(1)** 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

**(2)** 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続き)

**第12条** (略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

**第13条** (略)

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

**第14条** (略)

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

**第15条** (略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

**第15条** (略)

(部分休業をすることができない職員)

**第16条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

**第17条** 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

**第16条** (略)

(部分休業をすることができない職員)

**第17条** 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

**第18条** 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

**3** 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定めら



(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

**第18条** 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

れた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

**第19条** 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

**2** 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第13条及び第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、会計年度任用職員給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p>	<p><b>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、会計年度任用職員給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額</b></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><b>第20条</b> (略)</p>
--	---

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第8条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第1 報酬額 (単位：円)						別表第1 報酬額 (単位：円)					
年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
教育委員	20,000.00	監査委員	23,000	選挙管理委員会補充員	5,000	教育委員	20,000.00	監査委員	23,000	選挙管理委員会補充員	5,000
		識見選任	45,000	投票所の投票管理者	11,600			識見選任	45,000	投票所の投票管理者	11,600
学校医及び学校歯科医		農会長	17,000	期日前投票所の投票管理者	10,100	学校医及び学校歯科医		農会長	17,000	期日前投票所の投票管理者	10,100
		会委員	12,000	開票管理者	9,600			会委員	12,000	開票管理者	9,600
(2) 担当幼児、児童及び生徒1人当り加算額	110	選挙管理委員会	10,000	選挙長	9,600	(2) 担当幼児、児童及び生徒1人当り加算額	110	選挙管理委員会	10,000	選挙長	9,600

学校薬剤師	30,000	委員	8,500	投票所の投票立会人	9,700	学校薬剤師	30,000	委員	8,500	投票所の投票立会人	9,700
文化財調査委員	23,000	交通安全推進員	100,000	期日前投票所の投票立会人	8,500	文化財調査委員	23,000	交通安全推進員	100,000	期日前投票所の投票立会人	8,500
スポーツ推進委員	26,000	生涯学習推進アドバイザー	54,000	開票立会人	7,800	スポーツ推進委員	26,000	生涯学習推進アドバイザー	54,000	開票立会人	7,800
福祉委員	20,000	水産アドバイザー	220,000	選挙立会人	7,800	福祉委員	20,000	水産アドバイザー	220,000	選挙立会人	7,800
交通安全指導員	23,000			表彰審議会委員会委員	5,000	交通安全指導員	23,000			表彰審議会委員会委員	5,000
健康づくり推進員	11,000			特別職報酬等審議会委員	5,000	健康づくり推進員	11,000			特別職報酬等審議会委員	5,000
<b>連絡員</b>				情報審査委員会委員	5,000					情報審査委員会委員	5,000
<b>(1) 基本額</b>	<b>60,000</b>			青少年問題協議会委員	5,000					青少年問題協議会委員	5,000
<b>(2) 20世帯未満</b>	<b>9,000</b>			防災会議委員	5,000					防災会議委員	5,000
<b>20～60世帯未満</b>	<b>12,000</b>			総合計画審議会委員会委員	5,000					総合計画審議会委員会委員	5,000
<b>60～80世帯未満</b>	<b>15,000</b>			地域農政総合対策推進協議	5,000					地域農政総合対策推進協議	5,000

				会委員				林業振興協議会委員	5,000
	80~18,000			林業振興協議会委員	5,000				
	100世帯未満								
	100~21,000			都市計画審議会委員	5,000			都市計画審議会委員	5,000
	0世帯未満								
	120世帯以上			町営住宅入居者選考委員会委員	5,000			町営住宅入居者選考委員会委員	5,000
身体障害者相談員	25,000			民生委員推薦会委員	5,000	身体障害者相談員	25,000	民生委員推薦会委員	5,000
知的障害者相談員	25,000			国民健康保険運営協議会委員	5,000	知的障害者相談員	25,000	国民健康保険運営協議会委員	5,000
				介護保険運営協議会委員	5,000			介護保険運営協議会委員	5,000
				地域包括支援センター運営協議会委員	5,000			地域包括支援センター運営協議会委員	5,000
				地域密着型サービス運営委員会委員	5,000			地域密着型サービス運営委員会委員	5,000
				固定資産評価審査委	5,000			固定資産評価審査委	5,000

			員会委 員	
			社会教 育委員	5,000
			学校給 食セン ター運 営委員 会委員	5,000
			国民保 護協議 会委員	5,000
			まちづ くり推 進会議 委員	5,000
			子ど も・子 育て会 議委員	5,000
			行政不 服審査 会委員	5,000
			空家等 に関する 審議 会委員	5,000
			いじめ 問題対 策連絡 協議会 委員	5,000
			いじめ 防止等 対策推 進委員 会委員	5,000
			いじめ 調査委 員会委 員	5,000
			学校運	5,000

			員会委 員	
			社会教 育委員	5,000
			学校給 食セン ター運 営委員 会委員	5,000
			国民保 護協議 会委員	5,000
			まちづ くり推 進会議 委員	5,000
			子ども・ 子育て 会議委 員	5,000
			行政不 服審査 会委員	5,000
			空家等 に関する 審議 会委員	5,000
			いじめ 問題対 策連絡 協議会 委員	5,000
			いじめ 防止等 対策推 進委員 会委員	5,000
			いじめ 調査委 員会委 員	5,000
			学校運	5,000

			営協議 会委員				営協議 会委員	
			行政改 革推進 委員会 委員	5,000			行政改 革推進 委員会 委員	5,000
			健康づ くり推 進協議 会委員	5,000			健康づ くり推 進協議 会委員	5,000

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>(臨時職員等の給与)</b>  <b>第20条の3 地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員には、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</b></p>	<p><b>(会計年度任用職員の給与)</b>  <b>第20条の3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例に定める。</b></p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和50年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)  第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第10条の4の規定に基づき特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)  第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第10条の4<b>及び福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例第●号)第10条及び第15条</b>の規定に基づき特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 職員等の旅費に関する条例(昭和52年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定める場合を除くほか地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第3条に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定める場合を除くほか地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(<b><u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)</u></b>以下同じ。)及び職員以外の者に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第3条に規定する給料表<b><u>及び福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例第●号)第4条に規定する給料表</u></b>による当該級の職務<b><u>並びにこれらの給料表</u></b>をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第17条 職員の給与の種類及び基準は、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)を準用する。</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第17条 職員の給与の種類及び基準は、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)<b><u>及び福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島町条例●号)</u></b>を準用する。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。